

# 職業訓練中の給付金



ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

# 月10万円の 支給要件が 変わりました!



## 職業訓練の連続受講ができます



今、パソコンできるようになりたくて、ハロトレ通ってるよ〜 😊

それって職業訓練だけ？  
どんな内容なの？



パソコンの基礎なのよ 😊  
全くパソコン触ったことない、  
初心者の私でも、だんだんできる  
ようになって楽しいよ♪

順調なんだね〜  
そういえば、知り合いが初心者向けのあとも、続けて訓練受けてたけど「連続受講」って制度知ってる？



1年以内とか条件はあるけど、基礎的な訓練のあとに「**連続受講**」で**スキルアップ**できるみたい！  
パソコン以外にも、**介護**や**医療事務**とか**専門的な分野**も選べるよ〜  
今、通うのに慣れてきて、毎日の生活リズムもできてからチャレンジしやすいよね 😊

知識も身につけて、再就職に自信が持てるね！  
がんばって！



今までは、病気やけがなど、やむを得ない理由による欠席を除き、すべての訓練実施日に出席することが必要でした。（やむを得ない理由による欠席は、全訓練実施日の2割まで）

育児・介護中の方と求職者支援訓練の基礎コースを受講する方は  
やむを得ない理由以外で訓練を欠席しても、  
**全訓練実施日の8割以上を出席**していれば、  
**給付金が日割り**で支給されます。  
※雇用保険被保険者以外



## このほかにも次の要件が緩和されています！

世帯全体の収入が25万円以下

月30万円以下になりました！



10万円の給付金の対象とならない  
場合は通所手当なし

収入が一定額以下であれば、  
給付金の対象でなくても通所手当を支給します！



くわしくは最寄りのハローワークまでお問い合わせください

※令和3年12月から実施されていた特例措置は令和5年3月末で終了しました

職業訓練情報は、鹿児島労働局ホームページ  
または、訓練課インスタグラム  
でもご覧いただけます。



厚生労働省

鹿児島労働局